

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税(県税)関係事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、地方税(県税)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none">・広島県は、地方税に関する事務を行うにあたり、「税務トータルシステム（以下「税務システム」という。）」を使用している。・税務システムに係る保守運用業務及び税務事務の一部を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記して守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務付けている。・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。
------	---

評価実施機関名

広島県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和8年2月3日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	<p>○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収事務</p> <p>事務の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 ○収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ○滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 ○納税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理業務 <p>(備考) 地方税に関する事務の内容: 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後に滞納整理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 紳税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 紳税者からの申請を受け付け、減免決定等の確認を行う。 ③ ②について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。 ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ⑤ ②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥ ①及び④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑦ 紳税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑧ 紳税額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付・充当通知書等を送付する。 ⑨ 紳税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩ ⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑪ 紳税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 <p>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務トータルシステム(以下「税務システム」という。)
②システムの機能	<p>○地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理</p> <p>税務システムは、次の①～⑤のサブシステムから構成されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税者管理システム: 纳税者の宛名情報の特定や突合を行う。 ②課税システム: 課税、減免等の課税管理業務を行う。 ③収入管理システム: 個人又は法人ごとに収入情報等の管理を行う。 ④還付充当システム: 還付・充当等の業務を行う。 ⑤徴収システム: 処分・停止等の滞納管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

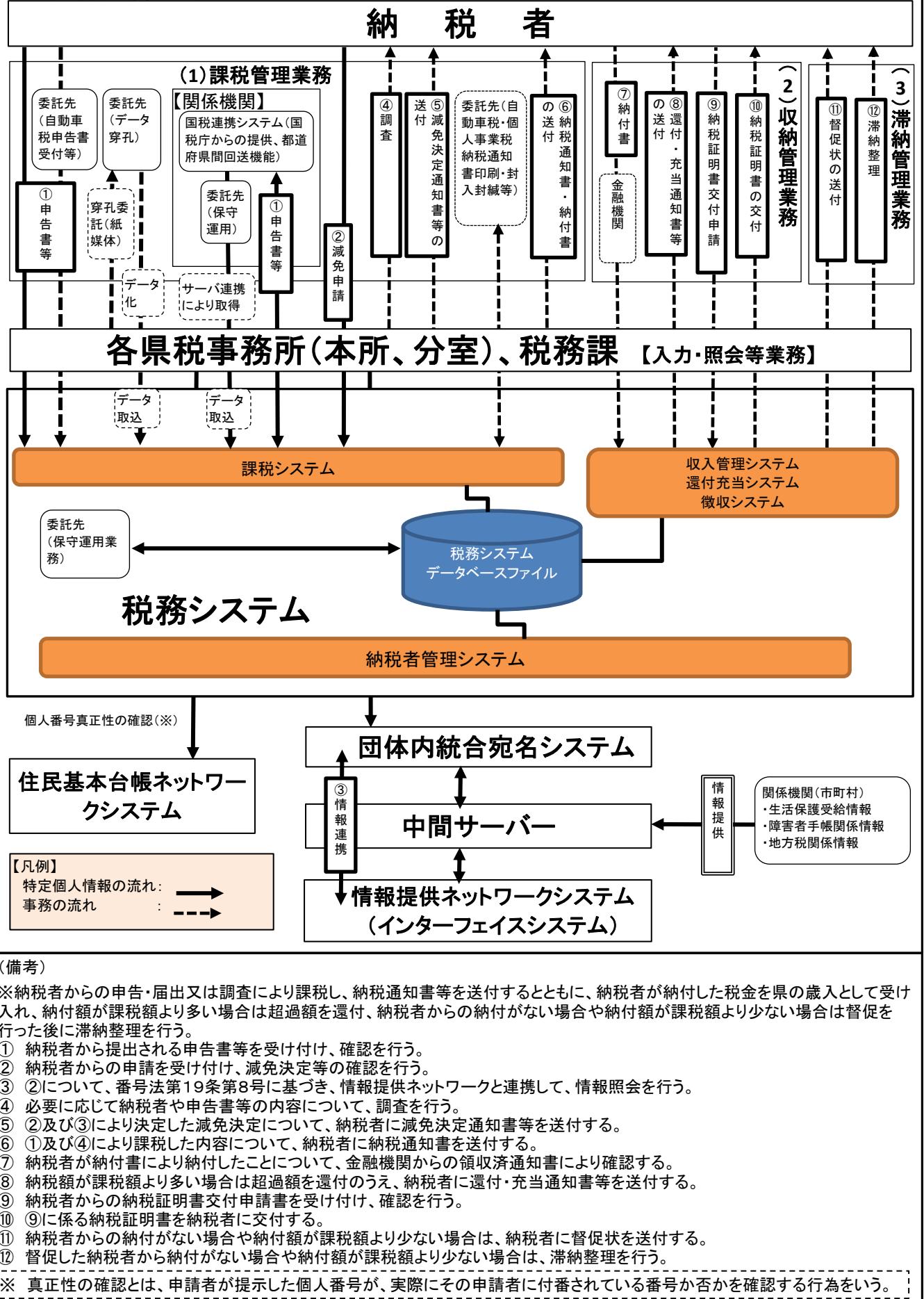
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号付番機能:団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システムにその結果を返却する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能:団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号及び業務利用番号(既存業務システムの宛名番号)とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能:中間サーバーに対して、既存業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを連携し、その結果を取得する機能。</p> <p>4. 既存業務システム連携機能:既存業務システムから情報照会用データ又は情報提供用データを受領し、「3. 中間サーバー連携機能」により取得した結果を既存業務システムに連携する機能。</p> <p>5. 符号取得支援機能:中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。</p> <p>6. 共通変換機能:既存業務システムからの受領データの文字コードやデータ形式、桁数を変換する機能。</p> <p>7. データ送受信機能:情報照会、情報提供等に関するデータを送受信するための機能。</p> <p>8. 職員認証・権限管理機能:職員認証によりアクセス制御を実現する機能。アクセスログを取得、管理、保存する機能。</p> <p>9. システム管理機能:時刻同期、稼動監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。</p> <p>10. 住基ネット連携機能:団体内統合宛名に登録した宛名情報の正確性を担保するために、基本4情報を住基ネットに照会、取り込む機能。(ただしネットワークでの直接接続ではなく、媒体経由で実施する。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分について記載)
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 広島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 広島県の他の執行機関による住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWN)を通じ送付される。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②他の都道府県との間で、所得税申告書等データを送付し、受領する。 等の機能がある。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	公平・公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化する必要があるため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○個人の特定、個人の宛名の窓口の正確性の向上により、県税の公平・公正な課税につながる。 ○生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり、利便性が向上することが見込まれる。 ○地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に所得証明書等の添付書類の削減が見込まれる。 ○障害者関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり、利便性が向上することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び第51条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	広島県総務局税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

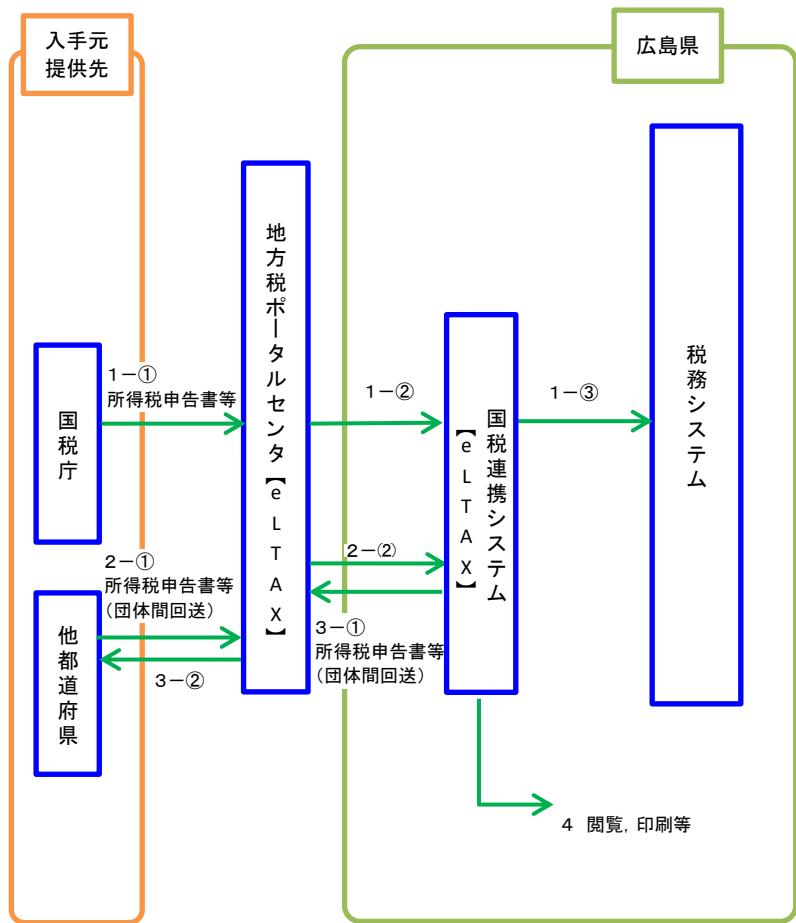
(別添1) 事務の内容

○地方税に関する事務の内容



(別添1) 事務の内容

○国税連携システムによる事務の内容



特定個人情報 →

(備考)

【国税連携システム(eLTAX)】

- 1 国税庁からの所得税申告書等データの受領
 - 1-① 国税庁から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
 - 1-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
 - 1-③ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データを取得し、税務システムに格納する。
- 2 他都道府県からの所得税申告書等データの受領(団体間回送)
 - 2-① 他都道府県から、所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。
 - 2-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)に送信する。
- 3 他都道府県への所得税申告書等データの送信(団体間回送)
 - 3-① 国税連携システム(eLTAX)は、所得税申告書等データを地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。
 - 3-② 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データを他都道府県に送信する。
- 4 データの閲覧、印刷等
- 5 国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>①個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>②5情報及び連絡先:納税通知書等の送付先の確認、本人への連絡、適正な課税等のために保有。</p> <p>③国税関係情報及び地方税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、賦課徴収事務を行うために保有。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	広島県総務局税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input checked="" type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)) [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、他都道府県) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワーク)													
③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務(毎月) ・個人事業税の賦課に係る事務(月1~2回) ○個別対応する事務(随時) ・申告(申請)及び届出時・受け付けた都度 ・その他:事務上、納税者の特定が必要な都度													
④入手に係る妥当性	○定期的に入手する事務(毎月) ・個人事業税の賦課を行うため、税務署(国税庁)から国税連携システムを経由して、庁内サーバ連携により税務システムへ所得税確定申告書の情報を毎月1~2回程度入手している。 ・地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。 ○個別対応する事務(随時) ・申告(申請)又は届出等については、本人からの紙媒体の手続を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・必要に応じ、記載情報の真正性の確認を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を行う。													
⑤本人への明示	・県税において特定個人情報を入手することは番号法に明記されており、これについて、あらかじめ本県ホームページや窓口にチラシの備え付けをするなどにより広く周知する。 ・国税連携システム(eLTAX)による入手については、地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。													
⑥使用目的 ※	公平・公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化する必要があり、必要な範囲の特定個人情報を使用する。													
変更の妥当性														
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td><td>広島県総務局税務課、広島県の各県税事務所(分室を含む。)</td></tr> <tr> <td>使用者数</td><td> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td></tr> </table>	使用部署 ※	広島県総務局税務課、広島県の各県税事務所(分室を含む。)	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署 ※	広島県総務局税務課、広島県の各県税事務所(分室を含む。)													
使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[100人以上500人未満]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
[100人以上500人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑧使用方法 ※	<p>① 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。</p> <p>② 収納管理に関する事務 ・収納、還付、充当等の収納管理業務を行う。</p> <p>③ 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報による督促状等送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。</p> <p>④ 納税者管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、納税者管理業務を行う。</p>													
情報の突合 ※	<p>○ ① 課税管理に関する事務 ・県税の減免・軽減を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、市町村から情報提供ネットワークシステムを通じて入手した生活保護関係情報、障害者関係情報又は地方税関係情報との突合を行う。</p> <p>○ 上記①～③に係る④ 納税者管理に関する事務 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>													
情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。													
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<p>○生活保護者に対する税の減免決定を行う。</p> <p>○地方税関係情報により税の軽減を行う。</p> <p>○障害者に対する税の減免決定を行う。</p>													
⑨使用開始日	平成28年1月1日													

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税務システム運用・保守管理等業務
①委託内容	税務システムの運用・保守管理、バッチ処理、オンライン稼働監視、障害対応及び軽微な仕様変更等を行うシステム運用維持管理業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その妥当性	委託先は、県税の公平・公正な賦課徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="radio"/> ○] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/> ○] その他 (庁内サーバ連携)
⑤委託先名の確認方法	広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に基づく開示請求により、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社 日立製作所 中国支社
⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	委託契約書において、再委託してはならないこと及びあらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでないことを明記する。 再委託する場合には、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 再委託先の行為については、委託先が一切の責任を負うこと、機密保持及び個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同様の守秘義務を課すことを明記した再委託承認書により、再委託を承認する。
⑧再委託の許諾方法	税務システム運用業務の一部

委託事項2~5	
委託事項2	国税連携システム(eLTAX)の運用・保守等業務
①委託内容	国税連携システム(eLTAX)の運用・保守等のサービスを提供する事業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
その妥当性	地方税共同機構が認定している民間事業者が提供する、審査サーバー、国税連携データ受信サーバ及びソフトウェアを利用するため。
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (国税庁→IP-VPN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→委託先)</p>
⑤委託先名の確認方法	広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に基づく開示請求により、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社インテック
⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	<p>委託契約書において、再委託してはならないこと及びあらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りでないことを明記する。</p> <p>再委託する場合には、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。</p> <p>再委託先の行為については、委託先が一切の責任を負うこと、機密保持及び個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同様の守秘義務を課すことを明記した再委託承認書により、再委託を承認する。</p>
⑧再委託の許諾方法	国税連携システム(eLTAX)の運用業務の一部
⑨再委託事項	国税連携システム(eLTAX)の運用業務の一部
委託事項3	—
委託事項4	—
委託事項5	—
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない			
提供先1	都道府県知事			
①法令上の根拠	番号法第19条第10号			
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収			
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税の申告書情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[] 1万人未満 [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システム(eLTAX)で入手した所得税の申告書情報のうち、本県で賦課しない所得税申告者等			
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>			
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(隨時)(月1回程度)			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>			
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				

6. 特定個人情報の保管・消去

		<p><税務システムにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>③税務システムの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ユーザーID及びログインパスワードによる認証のほか、生体認証が必要であり、税務システムの管理に使用する端末は他の業務に使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。</p> <p>なお、税務トータルシステム総括管理者は、月1回外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。</p> <p><紙媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 												
①保管場所 ※		<p><国税連携システムにおける措置></p> <p>国税連携システム(eLTAX)の受信サーバは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理することとしている。</p> <p>②特定個人情報はサーバ室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室の機器に保存することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	県税の賦課徴収に関する訴訟に対応するため、過去の記録を保存する必要がある。													

	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ②特定個人情報の消去は広島県の操作によって実施される。クラウド事業者はアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ③クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。また、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウド事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p><紙媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①特定個人情報(税務システムから提供された識別情報に限る。)の消去は、広島県税務課の依頼を受けてデジタル基盤整備課又は団体内統合宛名システムの保守・運用業者が行う。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は広島県の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
③消去方法	<p>7. 備考</p> <hr/>

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■税務システムデータベースファイル全記録項目: 2,629項目

【納税者管理(記録項目69項目)】

名寄レコード

突合キー、名寄番号

カナ検索レコード

検索用カナ氏名、名寄番号

共通宛名レコード

名寄番号、最新枝番、表示用カナ氏名、表示用漢字氏名、住所コード、番地等、郵便番号、電話番号、補記コード、不明フラグ、税目保有フラグ、自動車索引有無フラグ、口座情報、自動車情報、DV識別、法人・個人区分、更新年月日

共通宛名履歴レコード

名寄番号、表示用カナ氏名、表示用漢字氏名、住所コード、番地等、郵便番号、電話番号、補記コード、不明フラグ、DV識別、法人・個人区分、更新年月日

索引レコード

名寄番号、税目宛名キー、相手名寄番号、不動産情報、自動車情報

統合履歴レコード

統合前名寄番号、統合後名寄番号

債権債務者レコード

債権債務者番号、検索用カナ氏名、漢字氏名、住所、電話番号

占有者宛名レコード

名寄番号、最新枝番、表示用カナ氏名、表示用漢字氏名、住所コード、番地等、郵便番号、電話番号、補記コード、不明フラグ、税目保有フラグ、自動車索引有無フラグ、口座情報、自動車情報

分離統合レコード

統合前名寄番号、税目宛名キー、統合後名寄番号、データ区分、処理年月日、処理SEQ

税目宛名レコード

税目宛名キー、履歴番号、名寄番号情報、各税目基本項目情報

【納税者情報(記録項目49項目)】

納税者情報レコード

名寄番号、現滞未納額、滞納額、新年度調定額、本年度調定額、前年度調定額、前々年度調定額、登録年月日、更新年月日、年度切替区分、処分区分

県税別レコード

県税コード、現滞未納額、滞納額、新年度調定額、本年度調定額、前年度調定額、前々年度調定額、登録年月日、更新年月日

税外税目別レコード

納税者集計2、税目コード、現滞未納額、滞納額、新年度調定額、本年度調定額、前年度調定額、前々年度調定額、登録年月日、更新年月日

大口納税者ランク別レコード

納税者集計1、県税コード、納税者集計2、税目コード、ランク、名寄番号、納税者漢字氏名、本年度調定額、前年度調定額、前々年度調定額

大口滞納者ランク別レコード

納税者集計1、県税コード、納税者集計2、税目コード、ランク、名寄番号、納税者漢字氏名、現滞未納額、滞納額

【マイナンバー(記録項目35項目)】

マイナンバーレコード

名寄番号、マイナンバー、最新枝番、マイナンバー区分、更新区分、通知日、更新情報

マイナンバー基本情報レコード

マイナンバー、マイナンバー最新枝番、マイナンバー区分、氏名(法人名)、住所、性別

マイナンバー履歴レコード

名寄番号、枝番、マイナンバー、マイナンバー区分、更新区分、通知日、更新情報

マイナンバー基本情報履歴レコード

マイナンバー、マイナンバー枝番、マイナンバー区分、氏名(法人名)、住所、性別、生年月日、同期日、更新情報

マイナンバーログレコード

アクセス情報、ユーザID、利用区分、アクセス区分、画面／帳票ID、個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人事業税(記録項目304項目)】

課税レコード

税目コード、賦課番号、事業年、課税調定番号(最新)、県税コード、期別区分(現在)、申告年月日、更正(決定)通知日、課税調定年月日、仮登録フラグ、本年過年区分、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、業種コード、税率コード、所得金額項目、所得控除額項目、課税標準額、年税額、増(減)差税額、表示情報、減免情報、課税免除決議年月日、調定力ウンタ、調定情報、作成区分コード、更新年月日

調定レコード

調定SEQ、納税通知書番号、期別区分、賦課年月、更正年度、更正調定年月日、1期税額、2期・随时税額、税額計、納期限、差引税額、更新年月日

課税履歴レコード

税目コード、賦課番号、事業年、課税調定番号(履歴)、県税コード、期別区分(現在)、申告年月日、更正(決定)通知日、課税調定年月日、仮登録フラグ、本年過年区分、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、業種コード、税率コード、所得金額項目、所得控除額項目、課税標準額、年税額、増(減)差税額、表示情報、減免情報、課税免除決議年月日、調定力ウンタ、調定情報、作成区分コード、更新年月日

調定履歴レコード

調定SEQ、納税通知書番号、期別区分、賦課年月、更正年度、更正調定年月日、1期税額、2期・随时税額、税額計、納期限、差引税額、更新年月日

税目宛名レコード

税目コード、賦課番号、現在履歴番号、名寄番号情報、名寄番号情報(再)、県税コード、国税整理番号、業種コード、納組コード、送付先区分コード、貸付業の認定基準、送付先、異動年月日、変更フラグ、変更フラグ(再)、更新年月日

税目宛名履歴レコード

税目コード、賦課番号、履歴番号、名寄番号情報、名寄番号情報(再)、県税コード、国税整理番号、業種コード、納組コード、送付先区分コード、貸付業の認定基準、送付先、異動年月日、変更フラグ、変更フラグ(再)、更新年月日

エントリレコード

キー県税コード、エラー日付、エラーパー番号、賦課番号、事業年、状態フラグ、回復期限、シート番号、県税コード、申告年月日、更正(決定)通知日、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、所得金額項目、所得控除額項目、課税標準額、年税額、1期税額、2期・随时税額、増(減)差税額、エラーコード、エラー項目番号、対象調定年、対象調定月

仮登録レコード

キー県税コード、仮登録番号、税目コード、賦課番号、事業年、課税調定番号、期別区分、申告年月日、更正(決定)通知日、課税調定年月日、仮登録フラグ、本年過年区分、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、業種コード、税率コード、所得金額項目、所得控除額項目、課税標準額、年税額、増(減)差税額、1期税額、2期・随时税額、課税免除決議年月日、減額情報

エラーレコード

キー県税コード、エラー日付、エラーパー番号、回復期限、県税コード、整理番号、税目コード、賦課番号、理由コード、国税整理番号、業種コード、納組コード、カナ氏名、送付先区分コード、補記コード、貸付業の認定基準、事業所所在地、住所、送付先、漢字氏名、事業所所在地・番地等、住所・番地等、送付先・漢字氏名、送付先・地番等、エラーコード、エラー項目番号、賦課番号、存在チェック

減免調定明細レコード

県税コード、賦課番号、事業年、課税調定番号、納税通知書番号、処理年月日、県税コード、賦課番号、事業年、課税調定番号(最新)、期別区分、納税通知書番号、申告年月日、更正(決定)通知日、調定年月日、仮登録フラグ、本年過年区分、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、業種コード、税率コード、更正額・元額、増(減)差税額、未納税額、納期限、減免情報、課税免除決議年月日、宛名情報、口座情報、納付区分コード、納付書発行フラグ、調定年度、調定SEQ、0円更正フラグ、ソート用エリア、未納額異動情報

台帳異動エラーリストレコード

キー県税コード、エラー日付、エラーパー番号、回復期限、県税コード、整理番号、税目コード、カードNO1、カードNO2、カードNO3、カードNO4、カードNO5、カードNO6、カードNO7、カードNO8、カードNO9、エラー情報部、編集エラーフラグ、県税コードエラーフラグ、理由コードエラーフラグ、同番エラーフラグ、異動エラーフラグ、項目エラーフラグ、項目エラーフラグ(再)、関連エラーフラグ、関連エラーフラグ(再)

台帳異動プリントレコード

キー県税コード、処理日付、SEQ番号、理由コード、県税コード、変更前後情報

調定済随时賦課レコード

県税コード、賦課番号、事業年、課税調定番号(最新)、期別区分、納税通知書番号、申告年月日、更正(決定)通知日、調定年月日、仮登録フラグ、本年過年区分、処理コード、申告コード、税決・自決コード、業態コード、非課税事業コード、業種コード、税率コード、更正額・元額、増(減)差税額、未納税額、納期限、減免情報、課税免除決議年月日、宛名情報、口座情報、納付区分コード、納付書発行フラグ、調定年度、調定SEQ、0円更正フラグ、ソート用エリア、未納額異動情報、処理日付

【不動産取得税(記録項目216項目)】

課税レコード

税目コード、賦課番号、県税コード、納稅通知書番号、調定年度、調定年月日、仮登録フラグ、取得区分、取得原因、種類コード、床面積、構造コード、階数、共有者数、前所有者数、件数、法務局コード、戸数、登記又は取得年月日、土地家屋区分コード、土地建物区分、最終更正番号、本年過年区分、賦課情報、徴収猶予情報、納期限、更新年月日、税額3.5%調定フラグ、新築年月日、住宅取得年月日、住宅床面積、更正理由コード

更正レコード

更正番号、賦課情報、更新年月日

税目宛名レコード

税目宛名キー、履歴番号、名寄番号情報、名寄番号情報(再)、持ち分、不動産補記コード、送付先情報等、個人法人区分、更新年月日

更正等仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、税目宛名キー、減額情報、徴収猶予情報

賦課仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、税目宛名キー、賦課番号、登録完了フラグ、取得区分、取得原因、種類コード、床面積、構造コード、階数、共有者数、前所有者数、件数、法務局コード、戸数、登記又は取得年月日、補記コード、賦課情報、所在地、所在地所不明フラグ、税額3.5%調定フラグ

宛名仮登録レコード

税目宛名キー、賦課番号、持ち分、住所、氏名名称カナ、氏名名称漢字、送付先情報等、住所不明フラグ

エントリレコード

県税コード、エラー日付、エラー番号、県税コード、整理番号、共有者番号、状態フラグ、回復期限、入力区分コード、登記又は取得年月日、取得区分、取得原因、種類コード、床面積、構造コード、階数、特例コード1、特例コード2、持分1、持分2、件数、戸数、共有者数、補記コード、再建築費評点数、評価額、特例控除額1、特例控除額2、住宅控除、課税標準額3%、課税標準額4%、所在地、住所、氏名名称カナ、氏名名称漢字、送付先、個人法人区分、市町村個別情報、エラーコード、エラー項目番号、住所カナ氏名不明、住所漢字氏名不明、住所番地等不明、所在地カナ氏名不明、所在地漢字氏名不明、所在地番地等不明

調定明細レコード

税目コード、賦課番号、処理年月日、SEQ、入力区分コード、処理区分コード、異動理由コード、県税コード、納稅通知書番号、仮登録フラグ、取得区分、取得原因、種類コード、床面積、構造コード、階数、共有者数、前所有者数、件数、法務局コード、戸数、登記又は取得年月日、補記コード、土地家屋区分コード、土地建物区分、最終更正番号、更正後更正前情報、徴収猶予情報、納期限、共有者番号、持分、本年過年区分、調定年度、ロック番号、宛名情報、未納額異動情報

賦課レコード

税目コード、賦課番号、共有者番号、年、月、日、再建築費評点数、評価額、特例コード1、特例控除額1、特例コード2、特例控除額2、住宅控除、課税標準額、税額、減免累計額、減免後税額、更正入力情報、減額減免区分、減額等理由コード、減免理由コード、減額調定区分、申請年月日、決議年月日、通知番号、徴収猶予コード、申告年月日、決議年月日、通知番号、徴収猶予期間、年、月、日、分子、分母、本番、枝番、住所名寄番号、所在地名寄番号、氏名名称(カナ)、氏名名称(漢字)、所在地、住所、送付先、広島市区コード、個人法人区分、ソート用氏名名称(カナ)、県外区分、年、月、日

減免仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、税目宛名キー、減免情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【自動車税(記録項目269項目)】

登録番号履歴レコード

登録番号、賦課番号、最新登録番号、登録異動年月日

自動車登録レコード

賦課番号、最新SEQ_No.、名寄番号1、名寄番号2、納税区分、所有者コード、送付先区分、県税コード、税率コード、登録番号、登録異動年月日、理由コード、課税コード、事由コード、所有コード、車種種別コード、用途コード、車検満了日、初度登録年月、型式、類別区分番号、定員、積載量、排気量、燃料コード、形状コード、車名、納組コード、定置場、車台番号、賦課県税、賦課年度、名変年月日、一括賦課保留非該当情報、発行保留フラグ、軽課区分、積載量3桁、車種種別コード、転入理由コード、都道府県、県外登録番号

自動車登録履歴レコード

賦課番号、SEQ_No.、名寄番号1、名寄番号2、納税区分、所有者コード、県税コード、税率コード、登録番号、登録異動年月日、理由コード、課税コード、事由コード、所有コード、車種種別コード、用途コード、車検満了日、初度登録年月、定員、積載量、排気量、燃料コード、定置場、車台番号、型式、類別区分番号、車名、納組コード、軽課区分

送付先レコード

賦課番号、送付先

課税調定レコード

賦課番号、賦課年度、納通番号、SEQ_No.、名寄番号1、名寄番号2、名寄番号3、納税区分、県税コード、税率コード、占有コード、調定年月、納期限、年税額、当初賦課額、税額、納通返戻年月日、前回納期限、賦課時登録番号、賦課対象年度フラグ、臨時賦課対象年度、口座情報、一括納税区分、占有区分

分配エントリレコード

県税コード、処理年月日、データ番号、状態フラグ、回復期限、新登録番号、旧登録番号、新車台番号、旧車台番号、サイン、理由コード、県税コード、税率コード、課税コード、事由コード、所有コード、用途コード、車種種別コード、登録異動年月日、初度登録年月、車検満了日、車名、定員、積載量、排気量、型式、類別区分番号、燃料コード、形状コード、定置場、所有者コード、申告コード、新車中古コード、軽減コード、減免コード、税率コード(サブ)、補記コード、納税区分、使用者、所有者、送付先、自動車税額、課税標準基準額、納付額、エラー情報部、分配処理年月日、時刻、賦課番号、リストエラー情報部、軽課区分、字書突合フラグ、商品減免対象フラグ

住所変更エラーレコード

キー県税コード、エラ一年月日、エラ一番号、回復期限、県税コード、税率コード、登録番号、登録異動年月日、納通番号、入力区分、郵便番号、補記コード、電話番号、住所コード、番地等(漢字)、氏名(漢字)、エラー情報部、リストエラー情報部

減免エラーレコード

キー県税コード、エラ一年月日、エラ一番号、回復期限、登録番号、県税コード、事由コード、減免年月日、減免後税額、納通番号、エラー情報部、リストエラー情報部

調定明細レコード

登録番号、入力区分コード、処理区分コード、処理年月日、SEQ_No.、異動・消滅年月日、賦課番号、賦課年度、納通番号、名寄番号1、理由コード、県税コード、課税コード、事由コード、税率コード、納組コード、調定年月、当初賦課額、変更前税額、税額、登録時SEQ_No.、変更前名寄番号、変更前県税コード、未納額異動情報、変更フラグ、徴収整理票発行フラグ・本税、軽課区分

申告書エントリレコード

県税コード、処理年月日、データ番号、状態フラグ、回復期限、登録番号、登録年月日、申告コード、用途コード、新車中古コード、軽減コード、税率コード(サブ)、自動車税額、課税標準基準額、納付額、申告コード、取得原因コード、自動車税課税区分、自動車取得税課税区分、初度登録年月、用途(取得税)、型式、燃料の種類コード、種別コード、低燃費車特例コード、低公害車特例コード、グリーン化特例コード、自動車取得税減免事由コード、自動車税減免事由コード、SEQ_NO、エラー情報部、リストエラー情報部、減免コード、貢番号

申請書エントリレコード

県税コード、処理年月日、データ番号、状態フラグ、回復期限、登録番号、登録年月日、申告コード、用途コード、新車中古コード、軽減コード、減免コード、税率コード(サブ)、自動車税額、課税標準基準額、納付額、SEQ_NO、エラー情報部、リストエラー情報部

納期限変更レコード

賦課番号、賦課年度、納通番号、変更前納期限、変更後納期限

【自動車取得税(記録項目16項目)】

自動車取得税レコード

賦課番号、SEQ_No.、自動車税額、自動車取得税、納付額、賦課時登録番号、登録異動年月日

軽減税率レコード

軽減コード、新車中古車区分、コード区分、コード、登録年月日FROM、登録年月日TO、控除税率(自)、控除税率(営・軽)、控除額

【鉱区税(記録項目26項目)】

課税レコード

税目コード、賦課番号、賦課年度、履歴番号、名寄番号情報、名寄番号情報(再)、鉱業権移転フラグ、理由コード、登録(異動)年月日、税率コード、鉱種コード、課税コード、変更後前情報、差引税額、更正理由コード、送付先情報等、共同鉱業権者情報

課税調定レコード

納税通知書番号、更正理由コード、賦課年度、調定(決定)年月日、納期限、変更前税額、変更後税額、差引税額、本年過年区分

【間税(共通)(記録項目15項目)】

税目宛名レコード

税目宛名キー、名寄番号情報、最終履歴番号、税目別情報

税目宛名履歴レコード

税目宛名履歴キー、履歴番号、名寄番号情報、税目別情報

設定DB間三レコード

サブシステムコード、レコード区分、対象年度、調定情報、税率情報、設定区分、コメント

【間税(軽油)(記録項目191項目)】

課税レコード

賦課番号、実績年月、県税コード、当初課税年度、最終調定年度、最終課税シーケンス、最終調定年月日、最終処理別コード、申告年月日、申告期限、納入予定年月日、課税情報、加算金情報、税率、欠減率、フラグ、調定事由シーケンス、当初申告額、決定決議年月日

課税履歴レコード

課税シーケンス、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月日、最終減額調定年月日、差分引渡数量、差分非課税数量、差分課税標準、本税、加算金コード、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、納入申告明細、納付申告明細、納付合計、調査(更正・決定)、決議年月日、更正・決定納期限、更正等理由コード、更正請求年月日、還付申請書提出日、納期限(普通徴収)、取消フラグ

徴収猶予レコード

課税シーケンス、県税コード、始期、終期、納入書出力、証券受託、申告額、猶予する税額、納入予定、取消フラグ

月次調定明細データ部

端末ID、処理年月日、処理時刻、シーケンス番号、県税コード、賦課番号、実績年月、課税シーケンス、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月日、減額対象課税シーケンス、減額対象処理別コード、減額対象調定年度、本・過コード、差額課税区分、申告年月日、申告期限、更正・決定納期限、本税、加算金コード、算出基礎額、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、統計課税標準量、統計税額、納入申告情報、納付申告情報、差分数量、減額情報、税率、緊急賦課フラグ、納入・納付区分、業種コード、住所情報、発付年月日、事業所コード、連帯者数

月次徴収猶予データ部

賦課番号、実績年月、県税コード、調定年月日、処理別コード、調定事由シーケンス、始期、終期、納入書出力、証券受託、申告額、猶予する税額、納入予定、住所情報

仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、賦課番号、処理別コード、件数、仮登録年月日

仮登録明細レコード

実績年月、申告(既往)額、調査(更正・決定)額、差引増減額、加算金、申告年月日、申告期限、税率

軽油流通レコードデータ部

様式区分、事業者コード、頁数、カード区分、明細事業者コード1、明細事業者コード2、事務所コード、整理番号、氏名(カナ)、住所(カナ)、登録番号、更新年月日、業種区分、印刷区分、賦課番号、予備、別表データ部、35号別表、43-17別表、氏名(漢字)、住所(漢字)、予備

納入申告書エラーデータ部

県税コード、エラー日付、エラー番号、エラー回復期限、エラー理由、特徴者名、県税コード(入力)、賦課番号、申告年月日、実績年月、課税標準(納入)、税額、加算金コード、エラー情報部、エラーフラグ

納付申告書エラーデータ部

県税コード、エラー日付、エラー番号、エラー回復期限、エラー理由、特徴者名、県税コード(入力)、賦課番号、申告年月日、実績年月、課税標準(納付)、税額、加算金コード、エラー情報部、エラーフラグ

徴収猶予エラーデータ部

県税コード、エラー日付、エラー番号、エラー回復期限、エラー理由、特徴者名、県税コード(入力)、賦課番号、実績年月、始期、終期、納入書出力、証券受託、猶予する税額、納入予定、エラー情報部、エラーフラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【間税(ゴルフ)(記録項目89項目)】

課税レコード

賦課番号、実績年月、県税コード、当初課税年度、最終調定年度、最終課税シーケンス、最終調定年月日、最終処理別コード、申告年月日、申告期限、課税情報、加算金情報、等級、フラグ、調定事由シーケンス、当初申告額、税率、決定決議年月日

課税履歴レコード

課税シーケンス、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月日、最終減額調定年月日、差分利用人員、本税、加算金コード、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、申告明細、決議年月日、更正・決定納期限、更正等理由コード、更正請求年月日、還付申請書提出日、取消フラグ

月次調定明細データ部

端末ID、処理年月日、処理時刻、シーケンス番号、県税コード、賦課番号、実績年月、課税シーケンス、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月日、減額対象課税シーケンス、減額対象処理別コード、減額対象調定年度、本・過コード、申告年月日、申告期限、更正・決定納期限、本税、加算金コード、算出基礎額、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、統計利用人員、統計税額、申告情報、減額情報、ホール数、等級、税率、緊急賦課フラグ、業種コード、廃業年月日、住所情報、発付年月日、連帯者数

仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、賦課番号、処理別コード、件数、仮登録年月日

仮登録明細レコード

実績年月、税率、申告(既往)額、調査(更正・決定)額、差引増減額、加算金、申告年月日、申告期限

【軽油免税証(記録項目97項目)】

販売業者レコード

販売業者番号、検索用カナ名称、登録県税コード、県内外区分、販売業者名称、販売業者所在地、処理年月日

免税軽油使用者レコード

免税軽油使用者番号、処理シーケンス、販売業者番号、検索用使用者番号、県内外区分、共同交付申請数、県税コード、業種コード、採番開始免税証番号、採番終了免税証番号、処理明細情報、最新情報、前回情報、予備情報、発行処理年月

発行レコード

県税コード、免税軽油使用者番号、処理年月日、出力区分、交付請求情報、出力済免税証番号、採番情報、漢字情報

回収レコード

免税証番号、免税軽油使用者番号、販売業者番号、発行県税コード、回収県税コード、発行年月日、処理年月日、実績年月、処理区分、数量、有効期限、業種コード、申告年度

使用者台帳

免税軽油使用者番号、検索用氏名(カナ)、最終履歴番号、県税コード、業種コード、単独/共同コード、変更年月日、申請年月日、交付年月日、廃止年月日、有効年月日、返納年月日、再発行年月日、開始有資格期間、終了有資格期間、毎月報告書有無コード、住所コード、郵便番号、賦課番号、住所、番地等、氏名・名称、氏名(カナ)、応答係情報、年間見込所要数量合計

使用者履歴

免税軽油使用者番号、履歴番号、県税コード、業種コード、単独/共同コード、変更年月日、申請年月日、交付年月日、廃止年月日、有効年月日、返納年月日、再発行年月日、開始有資格期間、終了有資格期間、毎月報告書有無コード、住所コード、郵便番号、賦課番号、住所、番地等、氏名・名称、氏名(カナ)、応答係情報、年間見込所要数量合計

使用者明細履歴

免税軽油使用者番号、履歴番号、明細シーケンス番号、免税軽油使用者、機械・設備明細

【県民税利子割(記録項目140項目)】

課税レコード

特別徴収義務者番号、実績年月、利子等の種類、県税コード、当初課税年度、最終調定年度、最終課税シーケンス、最終調定年月日、最終処理別コード、申告年月日、支払額、税額、加算金、法定納期限、延長納期限、最終受付年月日、フラグ、調定事由シーケンス

課税履歴レコード

課税シーケンス、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月日、申告年月日、本税、支払額、加算金、更正決定納期限、更正請求年月日、発布年月日、受付年月日、マル優無効分、フラグ、加算金元課税シーケンス

3号様式申告書明細レコード

利子等の種類、課税支払額、税額

エントリレコード

県税コード、入力日付、エラー番号、申告取消区分、分割番号、特別徴収義務者番号、実績年月、利子等の種類、エントリDB共通部、申告書データ部、申告期限、分割表示、合算表示、収入通知済表示、期限内申告フラグ、1月延長フラグ、分割可能フラグ、重複チェック済フラグ、重複エラー出力フラグ、初回データ再入力部、済通データ部、エラーフラグ、エラー情報部、納税者ID

月次調定明細レコード

シーケンス番号、県税コード、特別徴収義務者番号、実績年月、利子等の種類、課税シーケンス、処理別コード、調定年度、調定年

月日、本過区分、業種コード、減額対象課税シーケンス、減額対象調定年度、課税支払額、差分支払額、本税、加算金、滞縛減、調定外減、更正・決定決裁日、法定(指定)納期限、申告年月日、調定件数、3号様式明細フラグ

仮登録レコード

県税コード、仮登録番号、特別徴収義務者番号、処理別コード、明細件数、増額件数、減額件数、仮登録年月日、フラグエリア

仮登録明細レコード

実績年月、利子等の種類、申告支払額、申告税額、更正支払額、更正税額、差引支払額、差引税額、非居住者外国法人支払額、その他支払額、加算金コード、加算金算出基礎額、過少金額、加算金金額、利子の種類12支払額、利子の種類12税額、利子の種類13支払額、利子の種類13税額、利子の種類14支払額、利子の種類14税額、利子の種類15支払額、利子の種類15税額、利子の種類16支払額、利子の種類16税額、利子の種類17支払額、利子の種類17税額、利子の種類18支払額、利子の種類18税額、利子の種類19支払額、利子の種類19税額、過少不申告加算金コード、過少不申告加算金額、重加算金コード、重加算金額

税目宛名レコード

税目宛名キー、履歴番号、名寄番号情報、税目別情報、変更情報フラグ、登録年月日

税目宛名履歴レコード

税目宛名履歴キー、履歴番号、名寄番号情報、税目別情報、変更情報フラグ、登録年月日

【還付充当(記録項目214項目)】

還付予定レコード

管理区分、未納振付年月日、過誤納番号、処理年度、過誤納項目、支払情報、債権譲渡元情報、県税コード、名寄番号、還付停止コード、更新フラグ、更新年月日、地方法人特別税過誤納項目

還付予定内訳レコード

管理区分、未納振付年月日、過誤納番号、連番、賦課年度、収納キー、分納連番、収入区分、過誤納連番、領収年月日、県預金年月日、歳入年度、変更前歳入年度、納付額、正当額、過誤納額、金融機関コード、ロック番号、充当予定額、差引還付額、還付加算金始期、始期の該当条項、除算期間、事業年度終期、登録番号、猶予有無コード、占有コード、戻入理由コード、収納DB更新理由コード、地方法人特別税情報、還付加算金再計算コード

充当予定レコード

管理区分、未納振付年月日、過誤納番号、連番、未納番号、賦課年度、充当先収納キー、収入区分、未納額、充当額、充当適状年月日、事業年度終期、登録番号、猶予フラグ

還付案内レコード

支払年月日、案内番号、過誤納額、充当額、差引還付額、還付加算金、支払情報、受取年月日、債権譲渡元情報、県税コード、戻入有無フラグ、相手案内番号、集計払フラグ、地方法人特別税過誤納項目

還付充当レコード

管理区分、収納キー、分納連番、収入区分、過誤納連番、管理区分、支払年月日、案内番号、過誤納番号、連番、処理年度、歳入年度、賦課年度、納付額、正当額、過誤納額、金融機関コード、ロック番号、充当額、差引還付額、領収年月日、県預金年月日、更正請求年月日、過誤納発生年月日、過誤納理由、分類コード、還付加算金始期、始期の該当条項、除算期間、還付加算金、戻入情報、県税コード、債権譲渡有無フラグ、収納DB有無コード、猶予有無コード、占有コード、事業年度終期、登録番号、収納DB更新理由コード、地方法人特別税情報、還付加算金再計算コード

充当レコード

収納キー、分納連番、収入区分、過誤納連番、連番、充当先情報、賦課年度、歳入年月日、充当適状年月日、充当額、事業年度終期、登録番号

債権譲渡レコード

県税コード、登録番号、納税通知書番号、所有者コード、名寄番号、郵便番号、住所、氏名、支払方法、還付口座、債権譲渡通知年月日、入力日付、賦課番号、賦課年度、債権譲渡警告フラグ

エラーレコード

県税コード、入力日付、エラーフラグ番号、回復期限、県税コード、登録番号、納税通知書番号、所有者コード、郵便番号、住所、氏名、還付口座、債権譲渡通知年月日、エラーフラグエリア、エラー情報部

充当データレコード

収納キー、連番、県税コード、充当先情報、充当コード

過誤納レコード

管理区分、発生年度、発生番号、連番、収納キー、分納連番、収入区分、過誤納連番、処理年度、過誤納項目、支払情報、県税コード、賦課年度、領収年月日、県預金年月日、納付金融機関コード、納付ロック番号、歳入年度、納付額、正当額、過誤納額、還付加算金始期、始期の該当条項、除算期間、事業年度終期、登録番号、処理形態区分、猶予有無コード、占有コード、戻入理由コード、戻入前支払年月日、戻入前過誤納番号、収納DB更新理由コード、更新年月日、法人事業税割区分、還付加算金再計算コード

緊急還付充当レコード

管理区分、未納振付年月日、過誤納番号、連番、未納番号、賦課年度、充当先収納キー、収入区分、未納額、充当額、充当適状年月日、事業年度終期、登録番号、充当元情報、支払予定年月日、充当コード、県税コード、戻入理由コード

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【県税決算(記録項目50項目)】

決算集計レコード

決算年度、帳票種別、県税コード、税外コード、税目コード、停止年度、調定年度、現滞区分、該当項目区分、オンライン入力フラグ、集計項目

決算情報レコード

決算年度、税外コード、税目コード、県税コード、収納キー、納期限、調定年度、調定額、内法人均等割額、内徴収猶予額、収入額、内猶予分収入額、納期内納付額、納期限後財産差押前納付額、納期限後財産差押後納付額、納期限後歳計外充当納付額、未納額、延滞金確定額、延滞金收入額、延滞金延滞金未納額、欠損コード、処分有無フラグ、欠損停止理由コード、処分コード差押、処分コード停止、処分コードその他、執行停止年度、執行停止取消年月、徴収猶予期限、徴収猶予区分、執行停止後収入額、納付見込額、自動車最新登録番号、事業年度終期、徴収猶予継続フラグ、合計内訳区分、業種コード、税目コード2、突合エラー区分

【県税管理(記録項目118項目)】

県税管理異動レコード

処理年月日、連番、管理連番、県税コード、税外コード、税目コード、実績年月日、現滞区分、支払区分、充当予定フラグ、普通還付額、証紙還付額、年度更正額、収入額、領収年月日、入力区分

県税管理明細レコード

県税コード、処理コード、処理区分、実績年月日、税外コード、税目コード、現滞区分、充当コード、戻入フラグ、入力区分、連番、金額、領収年月、領収額

調定収入状況レコード

県税コード、年度区分、税外コード、税目コード、現滞区分、年度別情報

済額レコード

年度区分、県税コード、出力SEQ1、出力SEQ2、本年度決算見込額、本月調定額、本年度調定額、本月収入額、本年度収入額、本年度過誤納額、本年度不納欠損額、本年度収入未済額、本年度調定収入率、前年度調定収入率、本年度予算率、前年度予算率、本年度調定率、前年度調定率、本年度収入率、前年度収入率、元号名称、実績年度、元号名称、作成年月日

納入通知書レコード

県税コード、会計科目コード、実績年月日、入力区分、連番

県税管理異動詳細レコード

処理年月日、連番、県税コード、税外コード、税目コード、実績年月日、現滞区分、支払区分、充当予定フラグ、普通還付額、証紙還付額、年度更正額、収入額、領収年月日、入力区分、異動情報キ一等

県税管理明細詳細レコード

処理年月日、キー連番、県税コード、処理コード、処理区分、実績年月日、税外コード、税目コード、現滞区分、充当コード、戻入フラグ、入力区分、連番、金額、領収年月、領収額、異動情報キ一等

納入通知書詳細レコード

処理年月日、キー連番、県税コード、会計科目コード、実績年月日、入力区分、連番、支出額、戻入額、更正額、異動情報キ一等

非電算済通レコード

処理年月日、キー連番、県預金年月日、領収年月日、金融機関コード、ブロック番号、データ区分、データ1、データ2

【徴収(記録項目73項目)】

督促対象レコード

県税コード、税目コード、督促引抜番号、収納キー、引抜区分、督促対象有無フラグ、督促対象合計額、氏名

処分レコード

県税コード、処分番号、処分年月日、参加元処分年月日、処分コード、財産区分、解除情報、取消情報、徴収嘱託先情報、明細件数、解除取消仮登録フラグ、課税猶予未番

処分物件レコード

処分物件シーケンス、執行機関情報、物件情報

処分明細レコード

県税コード、処分番号、連番、収納キー、処分猶予区分、県税コード、処分対象フラグ、処分年月日、処分コード、賦課年度、解除年月日、取消年月日、猶予始期年月日、猶予終期年月日、猶予予定額、収納DB有無フラグ、共有者番号

処分仮登録レコード

県税コード、仮処分番号、仮登録日、参加元処分年月日、処分コード、処分年度、財産区分、徴収猶予情報、解除取消元県税コード、解除取消元処分番号、解除情報、取消情報、徴収嘱託先情報、処分金額情報、執行機関情報、物件情報、明細件数

処分明細仮登録レコード

処分明細シーケンス、収納キー、処分対象フラグ、税目コード、徴収猶予始期年月日、徴収猶予終期年月日、処分年月日、元時効中断日、処分コード、解除年月日、取消年月日、金額情報、合計金額、猶予予定情報、収納DB有無フラグ、共有者番号

【徵収支援(記録項目293項目)】

滞納者レコード

名寄番号、地区コード、名寄番号、担当コード、名寄番号、滞納者状態フラグ、自動車税現年分滞納フラグ、自動車税滞納繰越分滞納フラグ、法人二税滞納フラグ、個人事業税滞納フラグ、不動産取得税滞納フラグ、間税三税滞納フラグ、滞納者基本情報、関連先情報、追加情報、注意事項、旧氏名情報、家族構成情報、関連滞納者情報1、関連滞納者情報2、関連滞納者情報3、関連滞納者情報4、関連滞納者情報5、送付先情報、本籍情報、住所情報、所有財産1、所有財産2、所有財産3、所有財産4、所有財産5、所有財産6、次回作業日、作業内容、FC、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

滞納記事レコード

名寄番号、滞納記事シーケンス、名寄番号、画面表示シーケンス、記事年月日(キー用)、滞納記事シーケンス、名寄番号、記事見出し1コード、記事見出し2コード、記事年月日、記事状態フラグ、記事年月日、記事和暦年月日、記事時間、記事見出し1コード、記事見出し2コード、記事場所コード、記事入力者、記事内容、記事詳細、記事処理フラグ、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

配当レコード

県税コード、処分番号、換価財産名称等、財産受入金額、確認金額、配当金額、残余金額、受入売却決定フラグ、受入日、通知日、配当期日、配当時間、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

欠損予定レコード

収納キー、欠損予定年月日、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

未納額異動一覧レコード

名寄番号、登録年月日、収納キー、連番、収入区分、領収年月日、賦課番号等、異動理由、処理前未納額、収入額、消込額、差引過不足額、予備、更新日、更新時間、更新者

納税誓約レコード

県税コード、納税誓約年度、納税誓約番号、名寄番号、登録年月日、登録時刻、状態フラグ、選択未納情報、納税誓約日、誓約内容、納付予定最終日、誓約完納フラグ、予備、更新日、更新時間、更新者

納税誓約納付書レコード

県税コード、納税誓約年度、納税誓約番号、納付書連番、名寄番号、登録年月日、登録時刻、納付回数、納付書情報、予備、更新日、更新時間、更新者

調査先レコード

調査先分類コード、調査先コード、調査先名称、調査先宛先1、調査先宛先2、調査先宛先3、調査先住所、調査先郵便番号、調査先電話番号、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

徵収担当所属レコード

徵収担当所属コード、画面用所属名称、帳票用所属名称1、帳票用所属名称2、所属事務所長名称、所属先郵便番号、所属先住所、所属先電話番号、所属先内線1、所属先内線2、所属先内線3、所属先内線4、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

催告書用パターンレコード

催告書パターンコード、タイトル、内容1、内容2、内容3、内容4、内容5、内容6、内容7、内容8、内容9、内容10、内容11、内容12、内容13、内容14、内容15、内容16、内容17、内容18、内容19、内容20、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

徵収支援コード対比レコード

コード対比分類コード、基本コード、対比コード、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

徵収支援パターンレコード

パターン分類コード、パターンコード、タイトル、内容、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

徵収支援コードレコード

コード分類コード、コードキー、コード名称、画面名称、帳票名称、コード属性1、コード属性2、予備1、予備2、予備3、予備4、予備5、更新日、更新時間、更新者

徵収整理票削除依頼レコード

名寄番号、登録年月日、登録時間、予備、更新日、更新時間、更新者

調査管理レコード

発行年度、県税コード、発行番号、調査書種別、入力調査書種別、調査先分類コード、調査先コード、調査先宛先1、調査先宛先2、調査先宛先3、発行区分、調査日、発行日、照会内容確認有無、回答情報、請求情報、備考(発行番号単位)、作成ユーザID、予備、更新日、更新時間、更新者

調査管理個別レコード

発行年度、県税コード、発行番号、連番、名寄番号、入力氏名、入力住所、備考(名寄番号単位)、予備、更新日、更新時間、更新者

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【口座管理(記録項目86項目)】

口座レコード

税目コード、名寄番号、入力県税コード、賦課番号、口座情報、大口納税者区分、口座振替区分、還付口座フラグ、開始年月日、登録年月日、更新年月日

口振該当レコード

県税コード、税目コード、名寄番号、賦課番号、当初賦課額、当初口座有無フラグ、当初口座振替区分、納税通知書番号、納期限、追加判定フラグ、口座情報

口座金融機関別レコード

県税コード、銀行コード、口座振替区分、納期限、該当分件数、該当分金額、追加分件数、追加分金額、脱退分件数、脱退分金額、不要分件数、不要分金額、予納分件数、予納分金額、振替額件数、振替額金額、登録年月日、更新年月日

口座エラーレコード

県税コードキー、エラー日付、エラー番号、エラー回復期限、理由コード、県税コード、税目コード、賦課番号、名寄番号、カナ氏名・名称、漢字氏名・名称、住所コード、番地等、口座情報、大口納税者区分、還付口座フラグ、登録年月日、更新年月日、エラーコード、エラー情報部1

口座エントリレコード

県税コードキー、エラー日付、エラー番号、状態フラグ、エラー回復期限、理由コード、県税コード、税目コード、賦課番号、名寄番号、カナ氏名・名称、漢字氏名・名称、住所コード、番地等、口座情報、還付口座フラグ、登録年月日、更新年月日、エラーコード、エラー情報部1

口座更新履歴レコード

税目コード、名寄番号、県税コード、理由コード、更新前情報、更新後情報

【収入管理(記録項目152項目)】

収納レコード

収納キー、県税コード、賦課年度、当初調定年月日、当初調定額、本税、延滞金、納期限等、仮登録フラグ、レコード情報、督促、滞納内訳、処分、補記、納付情報ソート要否フラグ、納付情報、仮想滞繰有無フラグ、仮想滞納額、完納フラグ、仮消込有無フラグ、更新年月日

分納レコード

収納キー、分納連番、収入区分、納付情報

加算金レコード

収納キー、調定年月、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、納期限等、督促、滞納内訳、処分、仮想滞納額、地方法人特別税情報

領収済エラーレコード

県税コード、入力日付、エラー番号、管理レコード、データレコード

消込保留レコード

収納キー、連番、賦課年度、県税コード、収入金情報、事業年度終期、県預金年月日、領収年月日、金融機関コード、ブロック番号、アンマッチフラグ、取消フラグ、過誤納判定用日付、新規フラグ、充当コード、充当元情報、抽出区分、変更前県預金年月日、県税アンマッチフラグ

エラー修正情報レコード

連番、ヘッダーレコード、データレコード

集計レコード

税目コード、集計区分、件数、金額

オンライン異動情報レコード

連番、ヘッダーレコード、データレコード

DB管理レコード

ファイル名称、税目コード、DB増減理由コード、金額

バッチ異動情報レコード

連番、収納DB更新理由コード、異動前情報、異動後情報、調定年月日、納付情報、過誤納情報、計上区分、計上年度月日、抽出区分、名寄番号、異動前情報(地方法人特別税分)、異動後情報(地方法人特別税分)、過誤納情報(地方法人特別税分)

速報レコード

納付区分、納付キー、連番、収納キー、速報入力日、確報入力日、取消フラグ、区分、県預金年月日、領収年月日、金融機関コード、ブロック番号、賦課年度、県税コード、収入金情報、事業年度終期、コンビニコード、コンビニ店舗コード

管轄変換レコード

税目宛名キー、移管元県税、移管先県税、DB駆除フラグ、名寄番号

仮消込レコード

収納キー、連番、収入金情報、登録日、県預金年月日、領収年月日、金融機関コード、ブロック番号、アンマッチフラグ、年度、税目、仮消込無効フラグ、変更前県預金年月日、変更前領収年月日、コンビニバーコード、更新年月日

エラー修正情報累積レコード

修正処理年月日、連番、最終連番、分割区分、領収年月日、金融機関コード、ブロック番号、修正前情報

異動情報累積レコード

異動処理年月日、連番、バッチ・オンライン区分、最終連番、収納DB更新理由コード、異動前情報、異動後情報、調定年月日、納付情報、過誤納情報、計上区分、計上年度月日、抽出区分、名寄番号、異動前情報(地方法人特別税分)、異動後情報(地方法人特別税分)、過誤納情報(地方法人特別税分)

【産業廃棄物埋立税(記録項目111項目)】

税目宛名レコード

税目コード、賦課番号、最終履歴番号、名寄番号情報、税目別情報、変更情報フラグ 6

税目宛名履歴レコード

税目コード、賦課番号、履歴番号、名寄番号情報、税目別情報、変更情報フラグ 6

課税レコード

賦課番号、実績年月キー、県税コード、当初課税年度、最終調定年度、最終課税シーケンス、最終調定年月日、最終処理別コード、納入納付ペア区分、申告期限、法定納期限、課税標準情報、納入確定税額、納付確定税額、調定事由シーケンス、申告取消フラグ、徴収猶予有無フラグ 17

課税履歴レコード

賦課番号、実績年月キー、納入納付区分、課税シーケンス、県税コード、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月、調定年月日、最終減額調定年月日、対象年度、当初申告年月日、最終猶予シーケンス、ペアサイン、収納更新フラグ、税額情報、申告明細情報、申告取消フラグ、徴収猶予有無フラグ 20

仮登録レコード

仮登録番号、賦課番号、実績年月キー、申告年月日、課税シーケンス、県税コード、処理別コード、対象年度、当初申告年月日、申告期限、法定納期限、申告明細情報、既申告情報 13

徴収猶予レコード

賦課番号、実績年月キー、納入納付区分、課税シーケンス、徴収猶予シーケンス、県税コード、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月、調定年月日、対象年度、当初申告年月日、申告期限、処理区分、徴収猶予明細、徴収猶予取消フラグ 17

月次調定明細データレコード

端末ID、処理年月日、処理時刻、シーケンス番号1、シーケンス番号2、賦課番号、実績年月キー、納入納付区分、課税シーケンス、登録区分、県税コード、処理別コード、調定事由シーケンス、調定年度、調定年月、調定年月日、最終減額調定年月日、対象年度、当初申告年月日、申告期限、法定納期限、最終猶予シーケンス、ペアサイン、収納更新フラグ、税額情報、減額情報、申告明細情報、申告取消フラグ、徴収猶予有無フラグ、既申告情報、徴収猶予明細、徴収猶予取消フラグ 32

【県たばこ税(記録項目16項目)】

課税調定レコード

事業者コード、実績年月、処理区分、SEQ_No、県税コード、課税年度、申告区分コード、申告年月日、調定(更正)年月日、督促年月日、旧3級品、その他、既納付額等、加算金情報、延滞金額、抽出区分

要配慮個人情報あり。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><eLTAX以外からの入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手は、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた情報に限定する。 ・本人（又は代理人）が書面提出の際に、本人（又は代理人）が本人以外の情報を誤って記載することがないようチェックする。 ・目的外、不適切な入手を行わないよう、研修や広島県税務トータルシステム情報セキュリティ実施手順等により職員に周知徹底する。 <p><eLTAXからの入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム（eLTAX）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて国税庁及び他都道府県としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><eLTAX以外の入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人（又は代理人）が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、記載後は必要な情報以外を記載していないか、チェックを行う。 <p><eLTAXからの入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム（eLTAX）では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><eLTAX以外の入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人（又は代理人）が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、記載後は必要な情報以外を記載していないか、チェックを行う。 ・目的外、不適切な入手を行わないよう、研修や広島県税務トータルシステム情報セキュリティ実施手順等により職員に周知徹底する。 <p><eLTAXからの入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他都道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p><eLTAX以外の入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する場合は、個人番号カードの提示、又は個人番号が記載された住民票の写しと身分証明書の提示を受けるなどの方法により、本人確認を行う。 ・代理人から入手する場合は、委任状等の代理権を明らかにした書類、代理人を特定できる書類、個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)等の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。 ・他の機関より入手する場合は、住民基本台帳ネットワークにより、確認を行う。 ・以前に取得した特定個人情報がある場合は、申告書等提出時に税務システムとチェックを行う。 <p><eLTAXからの入手分></p> <p>○国税庁からの入手</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>○他都道府県からの入手</p> <p>国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><eLTAX以外の入手分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示、又は個人番号が記載された住民票の写しと身分証明書の提示を受けるなどの方法により、個人番号の真正性確認を行う。 ・以前に取得した個人番号が変更されていないかチェックを行い、変更があれば修正を行う。 ・必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の真正性の確認を行う。 <p><eLTAXからの入手分></p> <p>○国税庁からの入手</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>○他都道府県からの入手</p> <p>国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><eLTAX以外の入手分></p> <p>上記のとおり、入手時に真正性の確認を行うことで、正確性を確保する。</p> <p><eLTAXからの入手分></p> <p>○国税庁からの入手</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p> <p>○他都道府県からの入手</p> <p>国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<eLTAX以外の入手分> ・書面の場合は、本人(又は代理人)から直接受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明示して、当該所在地あてに送付していただく。 ・盗難等の防止対策として離席時には、机上に特定個人情報を放置せず、引出しやキャビネット等に施錠保管する。 ・事務所間等の移送の場合は、遙送又は職員が持参する方法とし、施錠可能なケース等に入れて運搬し、紛失を防止する。 ・個別郵送の場合は、記録の残る方法により郵送する。		
	<eLTAXからの入手分> ・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・特定個人情報を含む宛名システムにアクセスできる職員は、税務職員に限定している。 ・宛名システムは、法令及び条例に基づき必要な情報のみを情報連携するよう制御を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには、税務に関係のない情報を保有しない。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・税務システムの端末コンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っており、税務システムを利用する必要がある職員、委託先を特定する。 ・個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID・ログインパスワード及び生体認証によるユーザ認証を行っている。 ・なお、ログインパスワードについては、定期的に変更し、適切な管理を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	①発効管理 ・ユーザIDの発効は、正規職員については人事情報に基づく全府共通の職員情報を利用している。非正規職員については業務主管課からの申請に基づき、ネットワーク総括管理者が発効を行い、税務職員を一元管理している。 ・生体認証については、税務システム内の認証管理DBに生体認証情報を登録することにより税務トータルシステム総括管理者が発効管理を行う。 ②失効管理 ・正規職員については全府共通の職員情報を連携し管理している。全府共通の職員情報は異動退職情報を常に反映しており、異動退職があった際はアクセス権限が更新され、当該IDは失効となる。 ・非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・生体認証については、税務システム内の認証管理DBの登録情報を削除・更新することにより税務トータルシステム総括管理者が失効管理を行う。		

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーIDのアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDのアクセス権を変更又は削除している。 生体認証のアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となった生体認証のアクセス権を変更又は削除している。 				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録を保管する。また記録は定期的に税務トータルシステム総括管理者が検査・分析を行い、不正アクセスがないことを確認する。 				
その他の措置の内容	各職員の端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバーログオフが設定されている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えい等について、「広島県税務トータルシステム情報セキュリティ実施手順」により周知している。また、研修時においても指導を行う。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 バックアップした媒体は、入退室管理されたデータセンタ内の施錠が可能なキャビネットに保管する。 受託業者に対しては、委託契約書において個人情報取扱特記を明記し、県の承諾なしに複写又は複製をすることを禁止する。 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定する。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
――					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p><eLTAX以外> 調達仕様書において、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。</p> <p><eLTAX> 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されるる認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。</p>			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>			
具体的な制限方法	<p><eLTAX以外></p> <p>①委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記する。 ・秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等。 ②広島県税務トータルシステム情報セキュリティ実施手順において、外部委託業者の要員IDを税務トータルシステム総括管理者が制限及び管理する。 ③外部委託業者から以下の報告を受けることとする。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿 ・従業者毎に付与したアクセス権限 ④再委託をする場合は、委託先と同様の機密保持の遵守を義務付けている。</p> <p><eLTAX></p> <p>・特定個人情報ファイルを閲覧できるサーバへのアクセスについて、ユーザを制限している。 ・サーバには不要なユーザは登録されておらず、適切なアクセス権や不正ログインの確認を定期的に行っている。</p>			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>			
具体的な方法	<p><eLTAX以外></p> <p>・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。</p> <p><eLTAX></p> <p>・特定個人情報ファイルを取り扱う場合に関わらずサーバ作業を行う場合、セキュリティ管理者の許可を得た上で行い、作業者、日時等その記録を台帳で管理している。 ・また、ID及び暗証番号によりユーザー認証を行い、システム上のアクセスログを記録しており、台帳との定期的な突き合わせ確認を行い、不正なアクセスがないことを確認している。</p>			
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>			
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託先は、広島県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は広島県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。</p>			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託先に特定個人情報を提供する際、物品搬入・搬出管理簿に記載し、内容を確認の上、押印している。</p>			

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・府内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者から消去結果に係る管理簿を提出してもらっている。				
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	<p>委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の制限 ・個人情報の適正管理 ・従事者への周知及び監督 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・個人情報の資料等の返還等 ・個人情報の取扱状況の報告及び調査 ・再委託の禁止(あらかじめ広島県の承認を得ている場合を除く。) ・事故報告 				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合には、上記と同様の秘密保持の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。 ・再委託先業者に対しても、秘密保持の規定が遵守されているか適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。 				
その他の措置の内容	—				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
—					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない			
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転の記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>					
具体的な方法	<p><eLTAXによる提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録をしている。(記録の保存期間は7年) 					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>					
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><eLTAXによる提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 					
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	<p><eLTAXによる提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 					
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク						
リスクに対する措置の内容	<p><eLTAXによる提供></p> <p>国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>国税連携システムの回送機能は、提供先として都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。本県から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。</p> <p>なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他都道府県までは、閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p>					
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 					
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
—						

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務事務の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において、特定個人情報の照会を行う。また、当該規定内容の周知を行い、業務外利用を禁止する。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を入手する際の責任者を定め、手順書を定められたとおりに行う。手順書は定期的に見直しを実施する。 ②特定個人情報の入手時に、必要な情報以外の情報を誤って入手していないか、手順書に基づき職員が確認する。 ③特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみにアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 ④ファイアーウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。 ⑤手順書に基づくセキュリティ対策が施された接続方法を除き、ネットワーク上の利用制限により、府外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び同条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報のアクセス制御を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務事務の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムからは直接情報提供ネットワークシステムにアクセスすることができず、団体内統合宛名システムによって中間サーバを経由する仕様としているため、安全性が担保されている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を入手する際の本人確認方法を手順書に定め、維持している。 ②特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみにアクセスできるよう制御する。また、操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。 ③団体内統合宛名システムを直接操作する場合に、個別の識別情報による職員認証を実施する。個別業務システムとの連携による場合も、個別の識別情報によるシステム認証を実施する。 ④機器の初期設定は、必要に応じて適切に変更する。また、不要な付加機能を無効にする。 ⑤中間サーバー及び既存業務システムとのネットワークを経由した特定個人情報の送受信の際は、暗号化等によりデータの秘匿化の措置を講じる。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務事務の運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①既存業務において個人番号の真正性が確認されたデータのみを、団体内統合宛名システムで利用するよう手順書に定め、維持する。 ②中間サーバーとの連携において、中間サーバーの提示する仕様に基づく個人識別符号を用いて特定個人情報を入手する。 ③特定個人情報の入手時に、不正確な情報でないか、手順書に基づき職員が確認する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを利用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務事務の運用における措置> ・盗難等の防止対策として離席時には、机上に特定個人情報を放置せず、引出しやキャビネット等に施錠保管している。 ・紙媒体の保管は、施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①権限外の利用が行わぬようアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じる。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 ③団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		
	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である

リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>			
①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。			
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>			
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。			
③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。			
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えいリスク等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p><紙媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠可能な執務室内に保管し、勤務時間中は職員が常駐する。書庫での保管及び勤務時間外については、施錠管理を行う。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内で運用されている。データセンターには監視カメラを設置しており、入室する場合はシステム管理者の事前承認が必要となる。 ・入室時には生体認証にて本人のみが入室可能であり、サークルゲートを設置し共連れを制限している。 ・サーバラックの鍵も、システム管理者の事前承認を受けた特定の作業者のみが取り出し可能となっている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①団体内統合宛名システムをデータセンターに設置し、入館管理する。 ②データセンター内のサーバー、サーバーの管理機能にアクセス可能な端末、特定個人情報の保存媒体等を設置するサーバー室への入退室管理、監視及び施錠管理する。 ③サーバー室へ持ち込むコンピュータや外部記憶媒体の利用、持ち出し、持込みの手順を定め、遵守する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバープラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	

⑥技術的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な対策の内容</p>	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者は、セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・広島県が管理する業務データは、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・税務システムの運用・保守委託事業者の運用保守地点からクラウド環境への接続については、専用線を用いた接続とする。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ユーザーID及びログインパスワードを設定するほか、生体認証を必要としている。また、許可された外部入出力装置以外への出力を無効化している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 <p><国税連携システムにおける措置></p> <p>○不正プログラム対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバで定期的なウィルスチェックを実施している。 ・また、定期的に検証済みのパターンファイルに更新している。 ・なお、サーバへのソフトウェア導入及びバージョン更新時は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 ・また、サーバについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 <p>○不正アクセス防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウィルスチェックをしている。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 ・外部からのアクセスに対しては、物理的にネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。</p> <p>②団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。また、団体内統合宛名システムの管理機能を利用できる端末は、上記ポリシー適用に加え、インストールするソフトウェアを制限し、不要なプログラムを利用しない。</p> <p>③通信経路上の特定個人情報が漏えいした場合でも、内容が解析できないよう暗号化する。</p> <p>④ファイアウォール、ルーター等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバープラットフォームでは、UTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>【令和5年度】</p> <p>①受託事業者が、メールを送信する際、宛先メールアドレスを誤ってCc:に設定して送信した。影響範囲:126人 ②職員が、個人情報が記載された書類が入ったかばんを置き引きされた。影響範囲:1人 ③職員が、要配慮個人情報が記載された書類を、誤って他の個人に郵送した。影響範囲:2人</p> <p>【令和6年度】</p> <p>④コンピュータウィルスであるランサムウェアの攻撃により、受託事業者から個人情報が流出した。影響範囲:31人 ⑤職員が、要配慮個人情報が記載された書類を、誤って他の個人に郵送した。影響範囲:4人 ⑥受託者が、要配慮個人情報が含まれるファイルを、誤って他の個人に送信した。影響範囲:4人 ⑦研修会において、講師が要配慮個人情報が含まれる資料を投影した。影響範囲:1人 ⑧職員が、個人情報が記載された文書を含む文書ファイルを紛失した。影響範囲:124人</p>	
再発防止策の内容	<p>【令和5年度】</p> <p>① -受託事業者において、メーラーソフトを変更した。 -受託事業者において、外部メールを送信する際には、二人以上で確認しながら行うことを徹底することとした。</p> <p>② -所属職員に対して、事故発生状況を共有し、個人情報の持ち出し厳禁及び適切な管理について改めて徹底した。 -担当課長会議を開催し、他の所属においても事案を共有し、委託先を含め、個人情報の取扱いに関する認識を徹底した。</p> <p>③ -所属職員に対し、事案の発生及び個人情報の適切な管理について周知徹底を行った。 -所長等会議において、他の所属においても複数人によるダブルチェックを行うことなど個人情報の適切な管理について周知徹底を行った。</p> <p>【令和6年度】</p> <p>④ -受託事業者に対し、ランサムウェアの攻撃に対する詳細調査の実施とその報告、及び適切な対策を指示した。</p> <p>⑤ -所属職員に対し、事案報告及び個人情報の慎重な取扱いについて、改めて注意喚起を行うとともに、特に個人情報を含む郵送物の発送時には、複数人で封入物と封筒の宛名が一致していることの確認を徹底することとした。</p> <p>⑥ -受託事業者に対し、個人情報の管理、漏えい等に係る対応・対策を従業員に周知・徹底するよう指示した。</p> <p>⑦ -所属においては、業務完了後等において、事業者が電子データを含む保有個人情報を適切に廃棄していることの確認を徹底することとした。</p> <p>⑧ -各所属長に対し、研修等の開催に当たっては、資料に個人情報が含まれていないか事前確認を徹底した上で、配布・投影するよう注意喚起を行った。</p> <p>-全庁に対し、個人情報の漏えい等事案に該当するかの判断に迷った際には制度所管課に相談すること及び漏えい等事案の対応は組織で対応し、直ちに制度所管課へ報告することについて、改めて周知・啓発を行った。</p> <p>⑨ -個人情報等を含むファイルの厳正な管理と、万が一事案が発生した場合には早期に関係者に報告等を行うことを改めて所属内で周知した。</p> <p>-全庁への注意喚起通知等により、文書及び個人情報の適正管理、紛失・漏えい等の迅速な報告等について、改めて周知徹底した。</p>	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	賦課徴収事務を行う際に、必要に応じて本人確認等を行い、新しい情報に更新する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>○サーバ、端末機器(パソコン)、記録媒体(バックアップを含む。)、記憶装置を有するプリンター等の周辺装置等の廃棄、保管転換又はリース返却時、行政情報を消去する際は、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解等により、記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 			

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p><税務システムにおける措置> 評価書の記載内容どおりの運用がされているか、定期的に担当部署内でチェックを実施する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携受信システムにあっては、「地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 手順書等に基づき、運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p><税務システムにおける措置> 手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①職員に対しては、税務職員研修の中で、税務情報の適正管理に関する講義を行う。 ②受託業者に対しては、契約内容の個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結することとしている。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を実施することとしている。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①職員に対しては、個人番号保護に関する研修の受講を指示している。 ②受託業者に対しては、契約内容の個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結することとしている。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を実施することとしている。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	広島県総務局総務課 情報公開担当 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2380
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	広島県ホームページ上に請求先、請求方法、諸費用等について掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付を希望する場合は、1枚につき10円)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	徴収支援DB、個人事業税DB、不動産取得税DB、自動車税種別割DB、自動車税環境性能割DB、収入管理DB、還付充当DB、口座振替DB、徴収DB、軽油免税証DB、納税者管理DB、障害対策DB、マイナンバーDB、電子申告
公表場所	行政情報コーナー(広島県庁) 各総務事務所
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	広島県総務局税務課 企画グループ 〒730-8511 広島市中区基町10番52号 電話:082-513-2321
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、実施機関において必要な対応を行い、広島県総務局デジタル基盤整備課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	広島県県民意見募集手続に関する指針に基づき、意見募集手続きを実施し、広く県民等の意見を収集する。
②実施日・期間	令和7年10月14日(火)～11月12日(水)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	県民からの意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	(諮問)令和7年11月14日(金) (審議)令和7年11月21日(金) (答申)令和7年12月16日(火)
②方法	広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年広島県条例第33号)第7条第3項の規定により、個人情報保護審議会にて第三者点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に掲げられた審査の観点等に基づき、重要な変更に係る項目を中心に点検が行われた。 第三者点検の結果、適当と認めるとの答申を受けた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I .7.評価実施機関における担当部署	税務課長 若林 拓	税務課長 斎藤 哲也	事後	1年に1回の見直しによる
平成28年3月31日	II .4.委託事項2・3	委託事項2・3を記載	委託事項2を削除し、委託事項3を委託事項2に繰り上げ	事後	"
平成28年3月31日	III .7.リスク1⑨過去3年以内の重大事故	保健所における事案を記載	県税事務所及びこども家庭センターにおける事案を追加	事後	"
平成28年3月31日	V .1.④個人情報ファイル名	個人情報ファイル名を記載	個人情報ファイル名にマイナンバーDBを追加	事後	"
平成29年3月31日	II .2.⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	"
平成29年3月31日	III .5.リスク1特定個人情報の提供・移転の記録、具体的な方法	記録の保存期間を記載	記録の保存期間を7年に変更	事後	"
平成29年3月31日	III .7.リスク1⑨過去3年以内の重大事故	保健所、県税事務所及びこども家庭センターにおける事案を記載	保健所における事案を削除し、県立病院における事案を追加	事後	"
平成30年3月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。	[～平成31年9月末まで] (内容省略(同左)) [平成31年10月～] ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証、ID及びパスワードにより、操作者を限定し、追跡調査のためシステムのアクセスログを保存するなどの対策を講じている。	事前	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)が、事前に提出。
平成30年3月19日	I .2.システム5③他のシステムとの接続	その他(媒体による連携のため、税務システムとは接続していない。)を選択	府内連携システムを選択	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	I .7.②所属長	税務課長 斎藤 哲也	税務課長 高橋 大輔	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	I .(別添1)事務の内容	媒体により取得	サーバ連携により取得	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	II .3.②入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)を選択	府内連携システムを選択	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	II.3.④入手に係る妥当性	○定期的に入手する事務(毎月) ・個人事業税の賦課を行うため、税務署(国税庁)から国税連携システムを経由して、電子記録媒体により税務システムへ所得税確定申告書の情報を毎月1~2回程度入手している。	○定期的に入手する事務(毎月) ・個人事業税の賦課を行うため、税務署(国税庁)から国税連携システムを経由して、府内サーバ連携により税務システムへ所得税確定申告書の情報を毎月1~2回程度入手している。	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	II.4.委託事項1	税務システム運用・保守管理等業務	税務システム運用・保守管理等業務[～平成31年9月末まで]	事前	重要な変更にはあたらない (※が付された項目以外の変更)が、事前に提出。
平成30年3月19日	II.4.委託事項1④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)を選択	その他(府内サーバ連携)を選択	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	II.4.委託事項2④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他(国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN)を選択	その他(国税庁→IP-VPN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→委託先(国税連携システム(eLTAX))を選択	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	II.4.委託事項3	記載事項なし	平成31年10月以降の税務システム運用・保守管理等業務の委託先に係る事項を記載	事前	重要な変更
平成30年3月19日	II.5.提供先1.①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第14号	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)
平成30年3月19日	II.6.①保管場所	<税務システムにおける措置> ①(内容省略) ②(内容省略)	<税務システムにおける措置> (1)[～平成31年9月末まで] ①(内容省略(同左)) ②(内容省略(同左)) (2)[平成31年10月～] ①県外の入退室管理(※)が行われているデータセンターに設置したサーバ内に保管している。 ※建屋及び室内への入退室権限を持つ者を限定し、身分証による本人確認により入退室する者の管理を行う。 ②サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードによる認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末は他の業務に使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。 なお、税務トータルシステム総括管理者は、月1回外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	Ⅱ.(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(内容省略)	(1)[～平成31年9月末まで] (内容省略(同左)) (2)[平成31年10月～] ■税務システムデータベースファイル全記録項目:2,605項目 (内容省略)	事前	重要な変更にはあたらない (※が付された項目以外の変更)が、事前に提出。
平成30年3月19日	Ⅲ.3.リスク2.ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(内容省略)	(1)[～平成31年9月末まで] (内容省略(同左)) (2)[平成31年10月～] ・税務システムの端末コンピュータ名などからファイアウォールによるアクセス制御を行っており、税務システムを利用する必要がある職員、委託先を特定する。 ・個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザID・ログインパスワード及び生体認証によるユーザ認証を行っている。 ・なお、ログインパスワードについては、定期的に変更し、適切な管理を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	III.3リスク2.アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	①発効管理 (内容省略) ②失効管理 (内容省略)	<p>(1)[～平成31年9月末まで]</p> <p>①発効管理 (内容省略(同左))</p> <p>②失効管理 (内容省略(同左))</p> <p>(2)[平成31年10月～]</p> <p>①発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDの発効は、正規職員については人事情報に基づく全庁共通の職員情報を利用している。非正規職員については業務主管課からの申請に基づき、ネットワーク総括管理者が発効を行い、税務職員を一元管理している。 ・生体認証については、税務システム内の認証管理DBに生体認証情報を登録することにより税務トータルシステム総括管理者が発効管理を行う。 <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員については全庁共通の職員情報と連携し管理している。全庁共通の職員情報は異動退職情報を常に反映しており、異動退職があった際はアクセス権限が更新され、当該IDは失効となる。 ・非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・生体認証については、税務システム内の認証管理DBの登録情報を削除・更新することにより税務トータルシステム総括管理者が失効管理を行う。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	III.3.リスク2.アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDのアクセス権をネットワーク管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDのアクセス権を変更又は削除している。 ・IDカードのアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDカードのアクセス権を変更又は削除している。 	<p>(1)[～平成31年9月末まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDのアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDのアクセス権を変更又は削除している。 ・IDカードのアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDカードのアクセス権を変更又は削除している。 <p>(2)[平成31年10月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDのアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となったIDのアクセス権を変更又は削除している。 ・生体認証のアクセス権を税務トータルシステム総括管理者が定期的に確認し、異動退職による業務上アクセスが不要となった生体認証のアクセス権を変更又は削除している。 	事前	重要な変更
平成30年3月19日	III.3.リスク4.リスクに対する措置の内容	・バックアップした媒体は、施錠保管する。	・バックアップした媒体は、入退室管理されたデータセンタ内の施錠が可能なキャビネットに保管する。	事前	重要な変更
平成30年3月19日	III.7.リスク1.⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> (内容省略)	<p><税務システムにおける措置></p> <p>(1)[～平成31年9月末まで] (内容省略(同左))</p> <p>(2)[平成31年10月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター内で運用されている。データセンターには監視カメラを設置しており、入室する場合はシステム管理者の事前承認が必要となる。 ・入室時には静脈認証装置をはじめ、体重や外形を計測して共連れを防ぐセキュリティポータルなど生体認証を利用している。 ・24時間常駐の警備員が、データセンターへの接近者の監視、セキュリティ監視と、さまざまな事故管理を行っている。 ・UPS(無停電電源装置) やGTG(自家発電設備)により、万一の商用電力停電時にも電力供給が可能な設備であり、設備の定期的な試運転点検も行っている。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月19日	III.7.リスク1.⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> (内容省略)	<税務システムにおける措置> (1)[～平成31年9月末まで] (内容省略(同左)) (2)[平成31年10月～] ○不正プログラム対策 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバで定期的なウイルスチェックを実施している。 ・また、定期的に検証済みのパターンファイルに更新している。 ・なお、サーバへのソフトウェア導入及びバージョン更新時は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 ・また、サーバについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 ○不正アクセス防止策 ・ユーザーID及びログインパスワードを設定するほか、生体認証を必要としている。また、許可された外部入出力装置以外への出力を無効化している。 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウイルスチェックをしている。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 ・外部からのアクセスに対しては、ネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。	事前	重要な変更
平成30年3月19日	V.1.④個人情報ファイル名	個人情報ファイル名を記載	「税務トータルシステム(滞納者DB)」を「税務トータルシステム(徴収支援DB)」に修正 「軽油引取税賦課事務(申告状況一覧)」を追加	事前	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)が、事前に提出。
平成30年3月19日	VI.2.②実施日・期間	平成27年1月13日(火)～平成27年2月12日(木)	平成29年11月13日(月)～平成29年12月12日(火)	事後	重要な変更にはあたらない。 (※が付された項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I.7.②所属長の役職名	税務課長 高橋 大輔	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しにより様式が改訂されたため
平成31年3月18日	III.5.リスク1.不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	引用条項の整理。
平成31年3月18日	III.5.リスク2.不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	引用条項の整理。
平成31年3月18日	III.5.リスク3.誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	引用条項の整理。
平成31年3月18日	III.7.リスク1⑨過去3年以内の重大事故	県税事務所、こども家庭センター及び県立病院における事案を記載	県税事務所、こども家庭センターにおける事案を削除	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載	新システム(令和元年10月～)について記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	I.2.システム5②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	II.4.委託事項1・3	委託事項1・3を記載	委託事項1を削除し、委託事項3を委託事項1に繰り上げ	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	II.4.委託事項2②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その他妥当性	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	II.6.特定個人情報の保管・消去①保管場所	旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載	新システム(令和元年10月～)について記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載	新システム(令和元年10月～)について記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	III.3特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理の具体的な管理方法	旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載	新システム(令和元年10月～)について記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	III.4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	1年に1回の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	III.7.特定個人情報の保管・消去⑤物理的対策、⑥技術的対策の具体的な対策の内容	旧システム(～令和元年9月末)、新システム(令和元年10月～)について記載	新システム(令和元年10月～)について記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	III.7.特定個人情報の保管・消去⑨過去3年以内の重大事故	発生あり、H28県立病院の事案を記載	発生あり、H28県立病院の事案を削除、H30県立病院の事案を追加	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	IV.1.監査②監査 具体的な内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	1年に1回の見直しによる
令和2年3月31日	V.1.④個人情報ファイル名	自動車税DB、自動車取得税DB、間税三税DB	自動車税種別割DB、自動車税環境性能割DB、間税DB	事後	1年に1回の見直しによる
令和3年3月31日	II.4.委託事項②⑥委託先名	TIS株式会社	TIS株式会社(令和3年4月1日から株式会社インテックに変更)	事前	重要な変更にはあたらなが、事前に提出。
令和3年3月31日	III.2.リスク3.入手した個人情報が不正確である事実	通知カード	個人番号が記載された住民票の写し	事後	1年に1回の見直しによる
令和3年3月31日	IV.1.①自己点検	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)	地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)	事後	1年に1回の見直しによる
令和4年3月31日	I.2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能	2. 広島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 広島県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	2. 広島県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 広島県の他の執行機関による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。	事後	1年に1回の見直しによる
令和4年3月31日	II.5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	引用条項の整理
令和4年3月31日	II.6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	業務プロセス改革課	デジタル基盤整備課	事後	1年に1回の見直しによる
令和4年3月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(内容省略)	県民税利子割のエントリレコードに納税者IDを追加	事後	1年に1回の見直しによる
令和4年3月31日	III.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	引用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	III.6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	総務大臣	内閣総理大臣	事後	1年に1回の見直しによる
令和4年3月31日	III.7.リスク1⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり、H30県立病院の事案を記載	発生あり、H30県立病院の事案及びR3県立病院の事案を記載	事後	1年に1回の見直しによる
令和5年3月31日	II.4委託事項2⑥委託先名	TIS株式会社(令和3年4月1日から株式会社インテックに変更)	株式会社インテック	事後	重要な変更にはあたらない。
令和5年3月31日	II.4委託事項2⑨再委託事項	税務システム運用業務の一部	国税連携システム(eLTAX)の運用業務の一部	事後	重要な変更にはあたらない。
令和5年3月31日	III.4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)	地方税法施行規則第二十四条の四十第三項第二号及び第三号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)	事後	重要な変更にはあたらない。
令和5年3月31日	III.7.リスク1⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり、H30県立病院の事案及びR3県立病院の事案を記載	発生あり、R3県立病院の事案及びR4メールマガジンの事案を記載	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	表紙.個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言.特記事項	「広島県税務トータルシステムセキュリティ実施手順」による「情報セキュリティ要件」により	「情報セキュリティに関する特記事項」により	事後	文言整理
令和8年2月2日	I.1.②事務の内容	別表第二	第19条第8号	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	I.2.システム4.②システムの機能	県内市町から	市町村から	事後	文言整理
令和8年2月2日	I.5.法令上の根拠	番号法 別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	I.6.②法令上の根拠	番号法 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条及び第51条	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	I.(別添1)事務の内容	別表第二	第19条第8号	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	II.2.④記録される項目.主な記録項目	4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	II.2.④記録される項目.その妥当性	4情報	5情報	事後	文言整理
令和8年2月2日	II.5.提供先1.①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第10号	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	II.5.提供先1.⑦時期・頻度	(隨時)	(隨時)(月1回程度)	事後	文言整理
令和8年2月2日	II.6.①保管場所	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①県外の入退室管理(※)が行われているデータセンターに設置したサーバ内に保管している。</p> <p>※建屋及び室内への入退室権限を持つ者を限定し、身分証による本人確認により入退室する者の管理を行う。</p> <p>②サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードによる認証が必要であり、サーバ管理に使用する端末は他の業務に使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。</p> <p>なお、税務トータルシステム総括管理者は、月1回外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。</p>	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>③税務システムの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ユーザーID及びログインパスワードによる認証のほか、生体認証が必要であり、税務システムの管理に使用する端末は他の業務に使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。</p> <p>なお、税務トータルシステム総括管理者は、月1回外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。</p>	事後	重要な変更に当たると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	II.6.①保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	II.6.③消去方法	<p><税務システムにおける措置></p> <p>・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</p>	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</p> <p>②特定個人情報の消去は広島県の操作によって実施される。クラウド事業者はアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>③クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。また、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウド事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p>	事後	重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	II.6.③消去方法	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は広島県の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は広島県の操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの運用・保守を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	II.(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	速報ストアレコード 消込区分、帳票区分、作成年、通算日数、納税通知書番号、速報入力日、確定入力日、エラーリスト処理日、県預金日、コンビニコード、コンビニ店舗コード、区分、税目、本税、延滞金	速報レコード 納付区分、納付キー、連番、収納キー、速報入力日、確報入力日、取消フラグ、区分、県預金年月日、領収年月日、金融機関コード、プロック番号、賦課年度、県税コード、収入金情報、事業年度終期、コンビニコード、コンビニ店舗コード	事後	文言整理
令和8年2月2日	III.6.リスク1.リスクに対する措置の内容	別表第二及び第19条	第19条第8号及び同条	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	III.6.リスク2.リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	文言整理
令和8年2月2日	III.6.リスク3.リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	III.6.リスク4.リスクに対する措置の内容	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	III.6.情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えいリスク等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの運用・保守を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	III.7.リスク1.⑤物理的対策.具体的な対策の内容	<税務システムにおける措置> ・データセンター内で運用されている。データセンターには監視カメラを設置しており、入室する場合はシステム管理者の事前承認が必要となる。 ・入室時には静脈認証装置をはじめ、体重や外形を計測して共連れを防ぐセキュリティポータルなど生体認証を利用している。 ・24時間常駐の警備員が、データセンターへの接近者の監視、セキュリティ監視と、さまざまな事故管理を行っている。 ・UPS(無停電電源装置) やGTG(自家発電設備)により、万一の商用電力停電時にも電力供給が可能な設備であり、設備の定期的な試運転点検も行っている。	<税務システムにおける措置> ・サーバ等は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事後	重要な変更に当たると考えられるため
令和8年2月2日	III.7.リスク1.⑤物理的対策.具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	III.7.リスク1.⑥技術的対策.具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○不正プログラム対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバで定期的なウイルスチェックを実施している。 ・また、定期的に検証済みのパターンファイルに更新している。 ・なお、サーバへのソフトウェア導入及びバージョン更新時は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システム的な検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 ・また、サーバについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 ○不正アクセス防止策 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID及びログインパスワードを設定するほか、生体認証を必要としている。また、許可された外部入出力装置以外への出力を無効化している。 ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバを定期的にウイルスチェックをしている。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 ・外部からのアクセスに対しては、ネットワークを分離することでアクセスそのものを遮断している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者は、セキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・広島県が管理する業務データは、クラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・税務システムの運用・保守委託事業者の運用保守地点からクラウド環境への接続については、専用線を用いた接続とする。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・税務システムの運用・保守委託事業者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ユーザーID及びログインパスワードを設定するほか、生体認証を必要としている。また、許可された外部入出力装置以外への出力を無効化している。 ・データベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースを参照・更新・消去することができない仕組みとしている。 	事後	重要な変更に当たると考えられるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	III.7.リスク1.⑥技術的対策.具体的な対策の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	III.7.リスク1.⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり、H30県立病院の事案及びR3県立病院の事案を記載	発生あり、R5及びR6の事案を記載	事後	重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	III.7.リスク3.消去手順.手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	事後	重要な変更に当たると考えられるため
令和8年2月2日	IV.1.②監査.具体的な内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	IV.2.従業者に対する教育・啓発.具体的な方法	推奨することとしている。	指示している。	事後	文言整理
令和8年2月2日	IV.3その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	事後	重要な変更にはあたらない。
令和8年2月2日	V.1.①請求先	情報公開グループ	情報公開担当	事後	文言整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月2日	V.1.④個人情報ファイル簿の公表.個人情報ファイル名	税務トータルシステム(個人事業税DB、不動産取得税DB、自動車税種別割DB、自動車税環境性能割DB、間税DB、鉱区税DB、徴収支援DB、徴収DB、収入管理DB、還付充当DB、口座振替DB、軽油免税証DB、納税者管理DB、障害対策DB、マイナンバーDB)、不動産取得税事務(大口納税者一覧表)、軽油引取税賦課事務(申告状況一覧、報償金)、ゴルフ場利用税賦課事務(申告状況一覧、報償金)、鉱区税賦課事務(決定決議書兼調定集計書、台帳一覧表)、地方税電子申告システム(電子申告)	徴収支援DB、個人事業税DB、不動産取得税DB、自動車税種別割DB、自動車税環境性能割DB、収入管理DB、還付充当DB、口座振替DB、徴収DB、軽油免税証DB、納税者管理DB、障害対策DB、マイナンバーDB、電子申告	事後	文言整理
令和8年2月2日	V.2.②対応方法	総務課情報公開グループ	広島県総務局デジタル基盤整備課	事後	文言整理
令和8年2月2日	VI.3.②方法	広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)第44条第2項	広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年広島県条例第33号)第7条第3項	事後	引用条項の整理
令和8年2月2日	(評価書全体)	, (カンマ)	,(読点)	事後	文言整理